

## 浜松市男女共同参画推進条例に基づく苦情及び相談に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市男女共同参画推進条例（平成14年浜松市条例第99号。以下「条例」という。）第16条の苦情及び相談（以下「苦情等」という。）に関し必要な事項を定める。

### (苦情等の申出)

第2条 苦情等の申出は、苦情等申出書（第1号様式）によるものとする。

### (苦情等への対応)

第3条 市長は、苦情等の申出があったときは、次のとおり対応する。

#### (1) 男女共同参画に係る人権侵害に関すること。

ア 申出を行った者及び申出に係る事案について関係する者（以下「苦情等申出者」という。）の協力を得て、苦情等申出者に照会する等の必要な調査を行う。ただし、苦情等申出者の協力が得られない場合は、苦情等への対応は、打ち切るものとする。

イ 第5条の規定により設置する浜松市男女共同参画苦情処理検討委員（以下「苦情処理検討委員」という。）の意見を聴くことができる。

ウ 上記ア及びイの調査、意見聴取の結果、必要と認めるときは苦情等申出者に対し必要な助言又は要請をするとともに、申出を行った者に対し、その内容を、苦情等対応通知書（第2号様式）により通知する。また、上記アただし書の場合は、申出を行った者に対し、申出について対応しない旨、その理由を付して通知する。

#### (2) 男女共同参画推進施策に関すること。

ア 苦情等の申出事案に係る課（所）の長に照会する。この場合において、照会を受けた所属長は直ちに実情を調査してその結果をUD・男女共同参画課に報告する。

イ 上記アの報告をもとに、第5条の規定により設置する苦情処理検討委員の意見を聴くことができる。

ウ 上記イの意見聴取を尊重して、苦情等の事案に係る課（所）の長と協議の上、苦情等の申出を行った者に対し、その内容について、苦情等対応通知書（第2号様式）により通知する。

### (対応しない申出)

第4条 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当する苦情等の申出については、対応しないものとする。

#### (1) 判決、裁判等により確定した事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年

法律第113号)第12条の紛争の解決の援助の対象となる事項

- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) 一度申出処理を行った事業と同一の事業に関する事項
- (6) 人権の侵害があった日から1年を経過した日以降に申出された事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が対応することが適当でないとする事案に関する事項

2 前項各号に該当する場合、市長は、申出について対応しない旨、及びその理由を付して申出を行った者に対し、通知する。

(苦情処理検討委員)

第5条 第3条の規定による苦情等の申出について意見を聴くため、苦情処理検討委員を置く。

2 苦情処理検討委員の所掌事務は、苦情等について男女共同参画の推進その他総合的な見地から、市長に対し申出事案についての見解を助言をする。

3 苦情処理検討委員は、4人以内とし、男女共同参画をはじめ社会的識見に優れた者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、委員の構成は、同一性によらないものとする。

4 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 市長が必要と認めるときには、苦情処理検討委員を招集し、会議をすることができる。

(秘密を守る義務)

第7条 苦情処理検討委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 苦情処理検討委員の庶務は、市民部UD・男女共同参画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 苦 情 等 申 出 書

令和 年 月 日

（あて先）浜松市長

（申出者）住 所

氏 名

電 話

浜松市男女共同参画推進条例第16条に規定する苦情及び相談について、次のとおり申し出ます。

申出の趣旨  （解決の希望など）	
申出の内容  なるべく具体的に、わかりやすく記入してください。  いつ どこで だれから どのようなこと  書ききれないときは、別紙を添付してください。	
他の機関に対する 苦情及び相談の状況  例：労働基準監督署、雇用均等室、人権擁護委員、警察署等	している                      していない  （相談している場合には、具体的に記入してください。）
備 考	

注1：市外にお住まいで、市内に在勤（在学）する方は、備考欄に会社名（学校名）及びその所在地を記入してください。

注2：その他、備考欄には、今後連絡に際して配慮を望むこと（電話番号、時間帯等）を記入してください。

この申請書の書き方について、ご不明な点はUD・男女共同参画課にお問い合わせください。

苦情等対応通知書

令和 年 月 日

様

浜 松 市 長

令和 年 月 日付け申出のありました苦情・相談について下記のとおり対応いたしましたので通知いたします。

		受理番号	令和	年度
申出の趣旨				
対応の内容				
備 考				

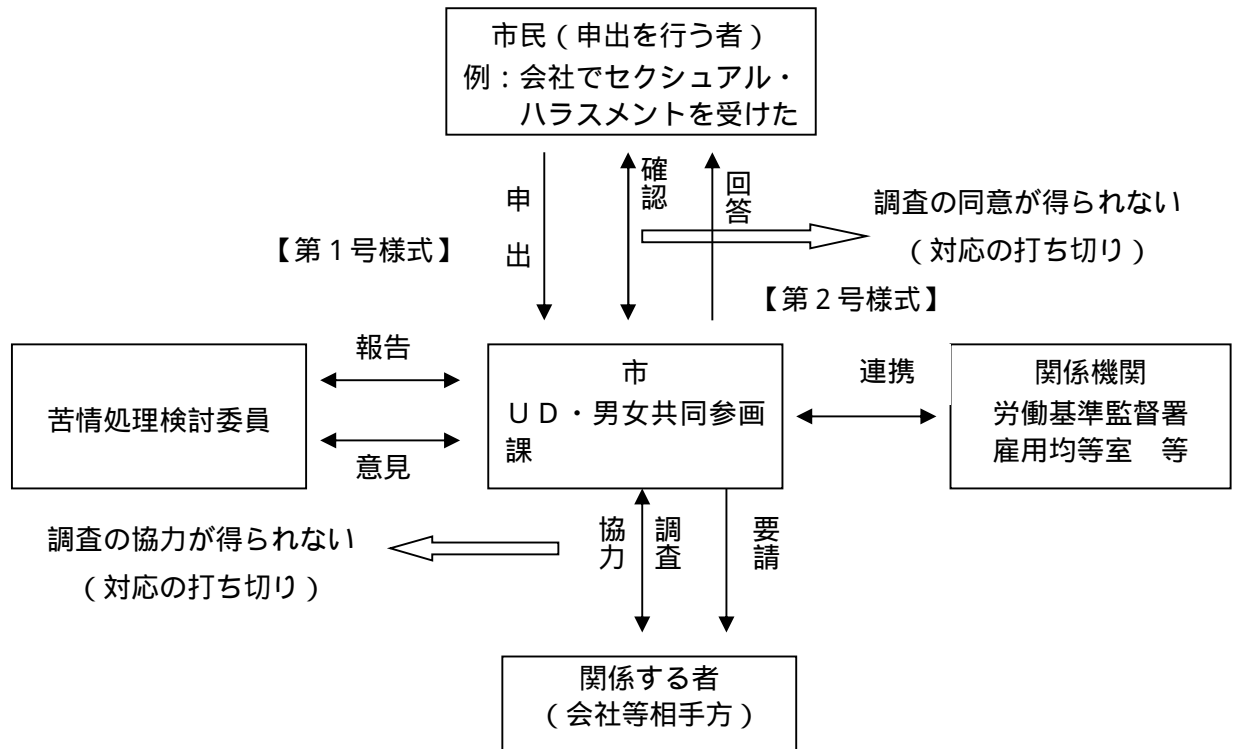
ご不明な点がございましたらUD・男女共同参画課にお問い合わせください。

浜松市市民部UD・男女共同参画課  
TEL:053-457-2561  
FAX:053-457-2750  
E-mail:ud@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市男女共同参画推進条例 16 条第 1 号に基づく

苦情及び相談への対応「男女共同参画に係る人権侵害に関すること」

要綱第 3 条第 1 号関係のフロー図



1 申出の事例

- ・性別による差別的な取り扱いを受けている.....
- ・セクシュアル・ハラスメントを受けている.....
- ・「女（男）だから駄目」と機会を与えられなかった.....
- ・「女（男）のくせに.....」と言われ、差別された.....

2 申出できる人(条例第 16 条第 1 項)

- ・浜松市内に在住、在勤、在学の方

3 申出の方法（要綱第 2 条）

- ・苦情等申出書（第 1 号様式）により、UD・男女共同参画課へ申し出る。
- ・提出方法：持参、郵送による。
- ・苦情等申出書の配付：UD・男女共同参画課、浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター

4 申出の対応（要綱第 3 条第 1 号）

担当者がまず申出した方から話を聴く。

必要により、関係機関等に照会をする。(要綱第3条第1号ア)

必要により、苦情処理検討委員に報告し対応を検討する。(要綱第3条第1号イ)

必要により、関係者の協力を得て説明を求めると調査を行う。(要綱第3条第1号ア)

調査の結果、苦情処理検討委員の意見を聴く。(要綱第3条第1号イ)

必要があると認めるときは、浜松市が人権侵害をなくすための助言又は要請を行う。

(要綱第3条第1号ウ)

申出をした方に、対応の結果を通知する。(第2号様式)(要綱第3条第1号ウ)

#### 5 申出の対応の対象とならない事項

- ・他の機関に権限があることや、既に他の機関で確定したこと

【要綱第4条第1号～第4号の「対応しない申出」に該当する事項】

- ・調査が困難と思われる場合(要綱第3条第1号ア)

申出した方や関係者の協力が得られない場合

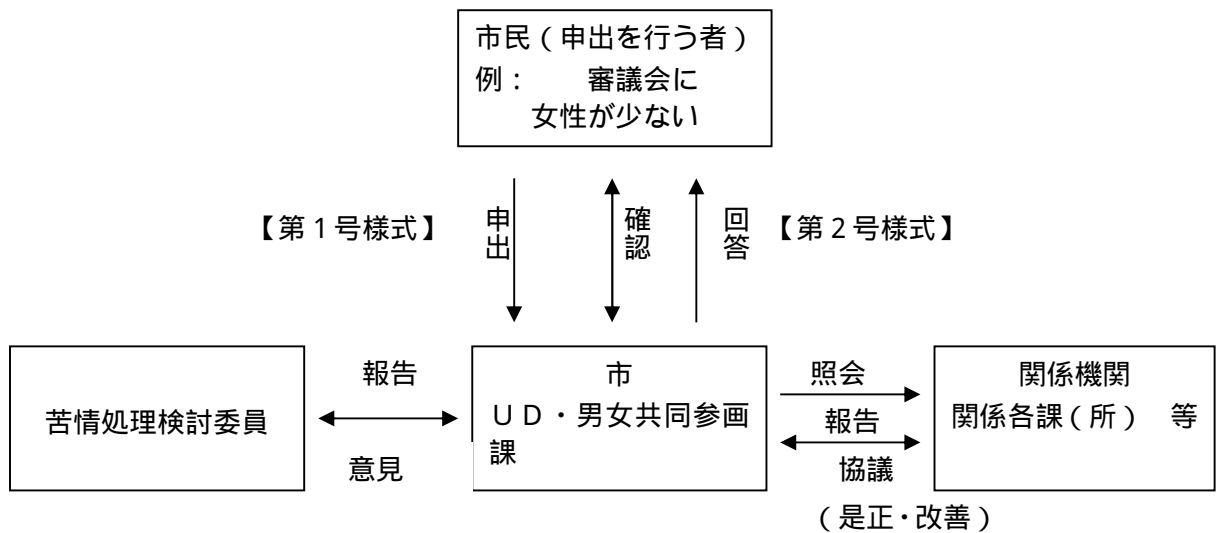
- ・本人以外の者が申し出てきた場合

#### 6 苦情処理検討委員(要綱第5条)

- ・男女共同参画の推進をはじめ、社会的識見を有する弁護士・有識者等の委員が苦情処理検討委員を務めます。

浜松市男女共同参画推進条例 16 条第 2 号に基づく  
苦情及び相談への対応「男女共同参画推進施策に関すること」

要綱第 3 条第 2 号関係のフロー図



1 申出の事例

- ・市の施策で、男女共同参画に関して改善してほしい.....
- ・ 審議会に女性が少ない.....

2 申出できる人（条例第 16 条第 1 項）

- ・浜松市内に在住、在勤、在学の方

3 申出の方法（要綱第 2 条）

- ・苦情等申出書（第 1 号様式）により、UD・男女共同参画課へ申し出る。
- ・提出方法：持参、郵送による。
- ・苦情等申出書の配付：UD・男女共同参画課、浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター

4 申出の対応（要綱第 3 条第 2 号）

担当者がまず申出した方から話を聴く。（要綱第 3 条第 2 号ア）

UD・男女共同参画課の所管事項に係るものについては、直接対応する。

UD・男女共同参画課の所管外の事項に係るものについては、関係する課（所）の長に対し照会する。（要綱第 3 条第 2 号ア）

照会を依頼された課（所）の長は、ただちに実情を調査の上、1 週間以内に UD・男女共同参画課に実情等を報告する。（要綱第 3 条第 2 号ア）

報告に基づき、苦情処理検討委員の意見を聴く。（要綱第 3 条第 2 号イ）



苦情処理検討委員の意見を尊重し関係する課（所）の長と協議する。（要綱第3条第2号ウ）

申出をした方に、対応の結果を通知する。（第2号様式）（要綱第3条第2号ウ）

5 申出の対応の対象とならない事項

- ・他の機関に権限があることや、既に他の機関で確定したこと

【要綱第4条第1号～第4号の「対応しない申出」に該当する事項】

- ・本人以外の者が申し出てきた場合

6 苦情処理検討委員（要綱第5条）

- ・男女共同参画の推進をはじめ、社会的識見を有する弁護士・有識者等の委員が苦情処理検討委員を務めます。